国際消費者シンポジウム in 徳島 2026
セッションⅡ（消費者政策専門家セッション）
もったいないを減らすには？
―買い方・売り方・しくみの工夫―

もったいないを減らすためのEUの仕組み
―食品ロス削減に向けた制度的アプローチ

カライスコス　アントニオス
龍谷大学法学部教授
karaiskos@ymail.ne.jp

2026年10月17日（土）

簡単な自己紹介

- アテネ大学法学部卒業、アテネ大学大学院法学研究科修士課程修了（修士（法学））
- 元 アテネ弁護士会所属弁護士
- 早稲田大学大学院法学研究科修了（博士（法学））
- キプロス大学法学部客員研究員
- INTI国際大学（マレーシア）客員研究員
- マラヤ大学（マレーシア）法学部客員教授、タマサート大学（タイ）法学部客員准教授、スオール・オルソラ・ベニンカーサ大学（イタリア）法学部客員准教授、ホーチミン市法科大学（ベトナム）非常勤講師、タシケント国立法科大学（ウズベキスタン）非常勤講師、モンゴル国立大学（モンゴル）法学部非常勤講師等をこれまでに兼任

簡単な自己紹介

- 日本消費者法学会理事、京都市消費生活審議会委員、特定非営利活動法人消費者支援機構関西理事、一般社団法人ダークパターン対策協会理事
- 徳島県持続可能な社会を目指した国際連携ネットワーク（TIS）構成員、公正取引委員会競争政策研究センター客員研究員、総務省情報通信法学研究会構成員、消費者庁「現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会」、消費者庁「新未来ビジョン・フォーラム」構成員、消費者庁「デジタル時代におけるより良い消費生活を支える信頼の構築に係る官民共創ラウンドテーブル」構成員
- 国民生活センター調査研究誌「国民生活研究」外部編集委員　等

簡単な自己紹介

- Fellow of the European Law Institute (Austria), Member of the Scientific Board of Mediterranea International Centre for Human Rights Research (Italy); the Scientific Committee of the European Journal of Privacy Law and Technology (Italy); the International Editorial Committee of the Journal of Liberty and International Affairs (Republic of North Macedonia); the Editorial Board of the Journal of Law, Market and Innovation (Italy); the Editorial Board of the Asian Crime and Society Review (Thailand), etc.

主な書籍：

⇒ 『消費者法入門ー消費者と企業の視点から』（有斐閣、2025年）〔共著〕

⇒ 『ストゥディア消費者法』（第2版、有斐閣、2024年）〔共著〕

⇒ 『不公正な取引方法と私法理論ーEU法との比較法的考察』（法律文化社、2020年）〔単著〕

⇒ 『これからの消費者法ー社会と未来をつなぐ消費者教育』（第2版、法律文化社、2023年）〔共著〕

⇒ Outline and New Developments of Japanese Inheritance Law (Adam Marszarek, 2021)〔共著〕

EUにおける食品ロスの現状

- EUでは依然として**大量の食品が廃棄**されている

⇒ EU全体で年間約5,800万トンの食品廃棄

⇒ 一人当たり年間約129kg

⇒ 家庭由来が全体の53%を占める

※ EU統計局の2025年の統計による

⇒ 推計市場価値は1,320億ユーロ（約22兆円）に上る（SWD (2023)421）

- 他方で、十分な食事を確保できない人々も存在

EUの基本的な法的枠組み

- **改正廃棄物枠組指令（EU）2025/1892**

⇒　加盟国に対し、食品サプライチェーン全体を対象とした食品ロス防止措置の実施を義務付け

※　主な内容

1. 食品ロスの測定・モニタリング・報告
2. 食品寄附・食品再分配の促進
3. 事業者、消費者、フードバンクおよび行政機関等の関係主体の関与の確保

EU初の法的拘束力のある食品ロス削減目標

- 2030年までに達成すべき数値目標

（改正廃棄物枠組指令（EU）2025/1892）

⇒ 加工・製造段階▲10%削減

（2021～2023年平均比）

⇒ 小売・流通・外食・家庭段階▲30%削減

（1人当たり）（2021～2023年平均比）

- 単なる努力目標ではなく、加盟国に課される**法的目標**
- SDGs目標12.3の達成を後押し

工夫①
測定しなければ減らせない

- EU共通の食品ロス測定制度

⇒ 決定により2019年制度導入、2020年から運用

※ 加盟国が共通手法で測定

※ 欧州委員会へ報告

※ 国ごとの比較や政策評価が可能

- メッセージ:「**見える化**」なしに削減なし

⇒ 感覚ではなくデータで管理する

工夫②
フードバンク・寄付の促進

- EU法は加盟国に対し食品寄付の促進を求めている（改正廃棄物枠組指令（EU）2025/1892）
 - ⇒ まだ食べられる食品は「捨てる」のではなく「人へ」
 - ⇒ 加盟国は食品寄付・再分配を促進しなければならない
 - ⇒ フードバンク等との連携が重視されている
 - ⇒ 人による消費を飼料利用や廃棄より優先する
 - ※ 食品の優先順位

 人が食べる→飼料利用→その他利用→廃棄
- ポイント：「**捨てる前に活用する**」を制度で後押しする

工夫③
企業の自主的取組を後押し

- EU行動規範（EU Code of Conduct on Responsible Food Business and Marketing Practices）

⇒ 2021年に欧州委員会が公表

⇒ 「Farm to Fork Strategy（農場から食卓へ戦略）」（2020年）の主要施策の一つ

⇒ 食品メーカー、小売事業者、外食事業者等の自主的取組を促進

⇒ 参加事業者は、（イ）食品ロス・食品廃棄物の削減、（ロ）サプライチェーンの持続可能性向上、（ハ）消費者に対する責任ある情報提供・マーケティングの推進に向けた自主的な目標を設定し、その進捗を公表することが期待されている

ご清聴いただき
誠にありがとうございます

karaiskos@ymail.ne.jp

RYUKOKU UNIVERSITY